

年 月 日

公益社団法人日本プロサッカーリーグ 御中

[クラブ名]  
[会社名]  
[代表者名] 印

## 宣 言 書

当クラブは、**2025** シーズンの J 1 クラブライセンスを申請いたします。仮に交付拒絶の決定を受ける場合は、順次、J 2 クラブライセンス、J 3 クラブライセンスの審査を行っていただきたく、その旨併せて申請いたします（以下これらの申請を総称して「本ライセンス申請」という）。また、本ライセンス申請に関連して、以下のとおり宣言いたします。

### 1. はじめに

- (1) 当クラブは公益財団法人日本サッカー協会（以下「J F A」という）の理念およびビジョン、公益社団法人日本プロサッカーリーグ（以下「J リーグ」という）の理念、活動方針に賛同し、それらに従って活動する。
- (2) 当クラブは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を遮断し、これらの勢力に対して毅然とした態度で対応し、いかなる名目の利益供与も行わない。
- (3) 当クラブは人権を尊重し、人種、民族、国籍、宗教、思想、性別、年齢、信条等による、いかなる差別も認めない。

### 2. P. 03～P. 19 および P. 23～P. 26 基準について

「J 1・J 2 クラブライセンス交付規則」で定められた資格、役職および実務経験について要件を満たし、かつ必要に応じて J リーグが特定する課程に参加し、その課程を終了している者を配置、または任命に関する契約を締結している。

### 3. L. 01 基準について

当クラブは、本宣言書をもって以下の各事項を確認し、約束しまたは了承する。

- (1) 国際サッカー連盟（以下「F I F A」という）、アジアサッカー連盟（以下「A F C」という）、J F A および J リーグの規約、規程、規則決定ならびに A F C 規約の関連条項に定めるスイスのローザンヌ所在のスポーツ仲裁裁判所（以下「C A S」という）の管轄が法的拘束力のあるものであることを認めること。
- (2) 当クラブが関係する国際的な次元の紛争、とりわけ F I F A または A F C が関与している紛争については、C A S の専属的管轄を認めること。
- (3) F I F A および A F C 規約に基づく、普通裁判所への提訴の禁止を認めること。
- (4) 国内レベルにおいては J F A または J リーグに公認されている競技会で競技すること。
- (5) 大陸レベルにおいては、A F C または F I F A に公認されている競技会に出場すること（ただし、親善試合には関係しない）。
- (6) J 1・J 2 クラブライセンス交付規則（以下「交付規則」という）の条項および条件に従い、かつ遵守することを約束すること。
- (7) 報告対象範囲が、交付規則第36条第2項の規定に従って明確化されていること、また、報告対象範囲に含まれる事業体による本宣言の不遵守から生じる結果について責任を負うこと。
- (8) 電子システム等により提出済みのすべての文書、資料および情報は完全かつ正確であること。
- (9) クラブライセンスの交付主体である J リーグ、J F A および A F C に対し、文書を検証し、かつ、情報を求め、また、上訴手続の際には、国内法令に従って関連する公共機関または民間団体に情報を求める権限を与えるこ

と。

【書式 L-01-1】

- (10) A F C が第9条に従い、評価プロセスおよび意思決定を評価するための国内レベルにおけるコンプライアンス監査を実施する権利を留保していることを認めること。
- (11) 定められた期間内に、ライセンス申請書類を提出した後に発生した、重大な変更、主要な経済的重要性のある事象または状況および事後的事象について、J リーグに通知すること。

### 4. L. 02 基準について

- (1) 本基準に基づいて提出する当クラブの定款は、当クラブの最新の定款の真正、正確かつ完全な写しであって、当該定款は本宣言書日現在完全な効力を有する。
- (2) 本基準に基づいて提出する履歴事項全部証明書は、当クラブの [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日付履歴事項全部証明書であって、本宣言書日現在の当クラブの状況を正確に反映している。

### 5. L. 03 基準について

- (1) 当クラブの株主およびその持株数・持株比率並びに組織体制は電子システムにより提出する株主一覧およびクラブ組織図記載のとおりである。
- (2) また、当クラブの経営、管理運営および／または競技活動にかかわるいかなる自然人も法人も、直接的または間接的に、以下のいずれにも該当していない。
  - ① 同じ競技会に出場している他のクラブの証券、株式または社員権を保有するかまたは取引すること。
  - ② 同じ競技会に出場している他のクラブの株主または社員の議決権の過半数を有すること。
  - ③ 同じ競技会に出場している他のクラブの経営、管理運営および監督機関の構成員の過半数を任命するかまたは解任する権利を有していること。
  - ④ 同じ競技会に出場している他のクラブの株主または社員であり、かつ、そのクラブのその他の株主または社員と締結した契約に従って、当該クラブの株主または社員議決権の過半数を単独で有していること。
  - ⑤ 同じ競技会に出場している他のクラブの株主、社員またはメンバーであること。
  - ⑥ 同じ競技会に出場している他のクラブの経営、運営管理および／または競技活動に何らかの地位において関与していること。
  - ⑦ 同じ競技会に出場している他のクラブの経営、運営管理および／または競技活動について何らかの権限を有していること。

### 6. L. 04 基準について

本基準に基づいて提出する「グループの法的構造および最終的支配当事者」については、申請書提出期限の直前の法定の決算日におけるグループの法的構造に関する当クラブの状況を正確に反映している。また、本宣言書日現在までにグループの法的構造に変更があった場合には、J リーグに通知している。

### 7. F. 03 基準について

当クラブは、本年6月30日の時点で、選手移籍活動によって生じる他のサッカークラブに対する期限経過未払金（F I F A 選手資格委員会、F I F A 紛争解決室および C A S 等による最終的で拘束力のある決定によるもの。ただし、債権者との相互合意により期限を延期し、または管轄当局へ提出された「明らかに無根拠ではない紛争」に該当しない場合を除く。）を負っていないか、若しくは、仮にこれを負っている場合には、本年8月31日までに完全に和解します。

### 8. F. 04 基準について

当クラブは、本年6月30日の時点で、現在および過去の従業員（「選手の地位および移籍に関する F I F A 規則」に従ったすべてのプロ選手、第34条基準 P. 02 から基準 P. 18 まで、および基準 P. 23 から基準 P. 26 までに示す人員を含む）との間の契約上および法律上の義務に関して、当該従業員、社会保険当局および税務当局に対して、期限経過未払金（ただし、債権者との相互合意により期限を延期し、または管轄当局へ提出された「明らかに無根拠ではない紛争」に該当しない場合を除く。）を負っていないか、若しくは、仮にこれを負っている場合には、本年8月31日までに完全に和解します。

以上